

<案>

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	江別市

江別市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 江別市経済部農業振興課
所在地 江別市高砂町6番地
電話番号 011-381-1025
FAX番号 011-381-1072
メールアドレス nogyo@city.ebetsu.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	アライグマ、エゾシカ、キツネ、鳥類、ヒグマ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道江別市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状[令和2年度]

鳥獣の種類	被害の現状（令和2年度）		
	品目	被害面積	被害額
アライグマ	スイートコーン	1.800ha	770千円
	コーンサイレージ	-	600千円
	牧草	-	120千円
	麦稈	-	85千円
	小計	1.800ha	1,575千円
エゾシカ	水稲	5.580ha	13千円
	大豆	0.500ha	30千円
	てん菜	0.100ha	50千円
	南瓜	0.400ha	50千円
	玉葱	3.000ha	-
	スイートコーン	0.050ha	147千円
	デントコーン	0.100ha	1,200千円
	牧草	3.000ha	450千円
小計	12.730ha	1,940千円	
キツネ	スイートコーン	0.400ha	140千円
	小計	0.400ha	140千円
鳥類	水稲	-	100千円
	落花生	0.020ha	16千円
	ブロッコリー	0.450ha	90千円
	スイートコーン	0.050ha	10千円
	コーンサイレージ	0.100ha	-
	牧草	-	200千円
小計	0.620ha	416千円	
ヒグマ	-	-	-
合計		15.550ha	4,071千円

※被害面積または被害額のみ記載の品目は、播種直後や収穫後等に生じた被害のため、算定ができなかったもの。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	被害の傾向
アライグマ	美原地区・江別太地区・野幌地区・篠津地区などで被害があり、市内の広範囲に出没している。被害作物はスイートコーン、飼料など。
エゾシカ	野幌森林公園に隣接している西野幌地区が最も多く、次いで東野幌地区・美原地区・篠津地区・上江別地区などで被害があり、市内の広範囲に出没している。被害作物はスイートコーン・てん菜・カボチャ・大豆・飼料などと多品目に渡る。
キツネ	美原地区・江別太地区などで被害がある。被害作物はスイートコーンに集中している。
鳥類	美原地区・江別太地区・野幌地区・角山地区など広域で被害がある。被害作物は水稻やブロッコリー、飼料など多品目に渡る。
ヒグマ	令和元年度に野幌森林公園周辺で足跡、糞などの発見や、目撃情報があり、作物の倒伏や食害も見られた。以降出没は確認されていないが、頻繁な出没は農作物の被害だけでなく人身事故の恐れも懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指 標	現状値[令和2年度]		目標値[令和6年度] 現状値の30%軽減	
	被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
アライグマ	1.800ha	1,575千円	1.260ha	1,103千円
エゾシカ	12.730ha	1,940千円	8.911ha	1,358千円
キツネ	0.400ha	140千円	0.280ha	98千円
鳥 類	0.620ha	416千円	0.434ha	291千円
ヒグマ	-	-	-	-

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>【アライグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地区の保全会が、国の「多面的機能支払交付金」を活用した捕獲事業を実施。 保全会の無い地区に対しては、箱わな及び殺処分機の貸出により捕獲活動を支援。 鳥獣被害対策実施隊による農業者への捕獲活動の支援。 	<ul style="list-style-type: none"> 農繁期における捕獲、殺処分後の処分施設への搬入などが農業者にとって負担。 担い手の不足。

	<p>【エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による銃器、くくりわなを用いた捕獲活動の実施。 ・狩猟免許（わな猟）取得者に対し、くくりわなの貸出を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地に近く平地が多い特性上、銃による捕獲が制限される。 ・鳥獣保護区である野幌森林公園を介しての市外からの流入を防げない。 ・担い手の不足。 ・わな設置後の巡回負担が大きい。 ・捕獲個体の処理負担が大きい。
	<p>【キツネ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による銃器を用いた一斉捕獲の実施。 ・農業者による捕獲活動を箱わなの貸出により支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器を使用できない市街地周辺での捕獲が困難。 ・担い手の不足。
	<p>【鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による銃器を用いた一斉捕獲の実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器を使用できない市街地周辺の捕獲が困難。 ・担い手の不足。
	<p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月に市内では78年ぶりとなるヒグマの出没が確認され以下の対応を緊急的に行った。 ・目撃情報があり次第、関係機関への情報提供、注意看板の設置を実施。状況に応じて広報車による注意喚起を実施。 ・食害が確認された箇所には箱わなを設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人的被害防止のため、他の鳥獣以上の周知の徹底が課題。 ・ヒグマが好む作物が作付けされている地区については、捕獲以前に侵入防止のための防護柵設置が必要。 ・市街地に近く平地が多い特性上、銃による捕獲が制限される。
防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地区の保全会において、国の「多面的機能支払交付金」を活用し防護柵を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵は広範囲に渡る設置が必要。 ・防護柵に隣接する道路等の安全対策。 ・アライグマ・エゾシカ・キツネ・ヒグマに総合的に対処できる防護柵の導入が必要。

(5) 今後の取組方針

【アライグマ】

- ・各地区の保全会による「多面的機能支払交付金」を活用した取り組みを推進するとともに、保全会組織の無い農業者に対しては、箱わな及び殺処分機の貸出を継続することで捕獲活動を推進する。また、農業者ではない市民（貸し農園利用者等）に対しても、箱わなの貸出を行う。
- ・外来生物法に基づく防除についての講習会を行い、防除従事者を増やす。
- ・被害軽減のため、農業者に侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。
- ・アライグマのすみかとなるような農地や、空き家等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
- ・より捕獲効率の高い捕獲機材（改良型箱わな等）の導入・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。
- ・捕獲の負担を軽減するための機器の導入について、先進地域の情報収集等を行いICT機器等の効果について試験・研究する。

【エゾシカ】

- ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。
- ・農地におけるくくりわな捕獲を進めるほか、市街地の出没対策を継続する。
- ・狩猟免許（わな猟）等の取得を促し、捕獲従事者を増やす。
- ・被害を軽減させるため、農業者に侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。
- ・捕獲機材（くくりわな）の更新・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。
- ・被害情報、出没情報等を整理し、効率的なエゾシカ捕獲を図る。
- ・捕獲の負担を軽減するための機器の導入について、先進地域の情報収集等を行いICT機器等の効果について試験・研究する。

【キツネ】

- ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。
- ・被害を軽減させるため、農業者に対し侵入防止柵設置等の自己防衛を促す。
- ・キツネを誘引する生ごみ等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
- ・農業者による捕獲活動を支援するため、箱わなの貸出を継続する。
- ・被害情報、出没情報等を整理し、効率的なキツネ捕獲を図る。

【鳥類】

- ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動を実施する。
- ・被害を軽減させるため、農業者に対し防鳥ネットの設置等の自己防衛を促す。
- ・鳥類を誘引する生ごみ等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
- ・被害情報、出没情報等を整理し、効率的な鳥類捕獲を図る。

【ヒグマ】

- ・ヒグマを誘引する生ごみ等の適正管理について、市民に普及啓発を図る。
- ・道と連携し、被害情報、出没情報から侵入ルートや誘因を特定し、被害を未然に防ぐ方策とあわせて市民に普及啓発を図る。
- ・リアルタイムに情報提供を行うため、ヒグマの移動情報を正確に把握することを目的にセンサーカメラを設置する。
- ・ヒグマが出没した際には、巡回・注意喚起等を行い、農作物の被害状況等からヒグマの有害度を判断し、効果的な捕獲を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>【全般】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊による一斉捕獲活動等を実施する（ヒグマを除く）。 ・関係機関、団体に構成する江別市鳥獣被害防止対策協議会による情報交換、連携により効果的な捕獲の検討等を行う。 <p>【アライグマ、エゾシカ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会江別支部、各地区保全会、道央農業協同組合、市等の連携体制。 <p>【キツネ、鳥類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会江別支部、道央農業協同組合、市等の連携体制。 <p>【ヒグマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道猟友会江別支部、道央農業協同組合、市等の連携体制。捕獲は、被害を未然に防ぐ方策を講じたうえで「北海道ヒグマ管理計画」に基づき、出没個体の有害性を判断し実施するものとする。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和4年 ～ 令和6年	エゾシカ	鳥獣被害対策実施隊員および農業者のわな猟免許取得を促進するとともに、わな猟免許保有者のくくりわなによる捕獲技術の向上を図る。また、捕獲機材（くくりわな等）の更新・増設等、効果的な捕獲体制の整備を適時行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
アライグマ	外来生物法の防除対象である特定外来生物であることから、計画数は定めず、可能な限り捕獲する。
エゾシカ、キツネ、鳥類	過去の捕獲実績等を考慮し設定する。
ヒグマ	出没個体状況に応じた捕獲を行うため、目標頭数は定めない。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アライグマ	可能な限り捕獲		
エゾシカ	70	70	70
キツネ	50	50	50
鳥 類	500	500	500
ヒグマ	出没個体状況に応じて決定する。		

捕獲等の取組内容
<p>捕獲予定場所は江別市一円とし、ヒグマ以外の鳥獣については基本的に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所を除く。</p> <p>捕獲の実施予定時期は1年を通して行うこととし、捕獲手段は銃器及びわな等により実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
無し	

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	被害状況の把握、先進地域の情報収集を行い、侵入防止柵の効果について調査・研究する。		

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
無し		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
江別警察署	対象鳥獣出没時における人身事故の防止及び安全確保措置、通常のパトロール時における状況把握等
江別市	対象鳥獣出没時における関係機関への連絡及び協力要請、安全確保対策、通常のパトロール及び情報収集、その他市民への注意喚起の実施等

※なお、野幌森林公園内でのヒグマの出没に係る対応については、野幌森林公園に係る各機関がそれぞれの役割を担う。

(2) 緊急時の連絡体制

別紙のとおり

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称		江別市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称・役割	北海道猟友会江別支部	被害状況の情報提供等、鳥獣被害対策の実施及び協力等
	道央農業協同組合江別営農センター	各組合員からの情報収集および情報提供、鳥獣被害対策の実施等
	江別市	協議会事務局運営、協議会構成団体との連絡調整、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可・申請事務、外来生物法に基づく特定外来生物防除従事者の育成、箱わな・くくりわなの貸出窓口、鳥獣被害対策の実施等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
酪農学園大学	鳥獣被害対策にかかる専門的助言、調査の協力等
江別警察署	交通事故対応、ヒグマ出没対応等
石狩振興局農務課	鳥獣被害防止計画の策定指導、鳥獣被害総合対策事業の指導
石狩振興局環境生活課	鳥獣捕獲対策の窓口（捕獲許可等）、ヒグマ出没対応（広域）
石狩農業改良普及センター	鳥獣被害対策にかかる専門的助言、被害状況の情報収集及び提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

江別市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成26年3月18日制定）により平成26年4月設置。令和3年9月現在の隊員は北海道猟友会江別支部会員22名（うち農業者1名）、道央農業協同組合職員6名の計28名で構成。被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等のほか、各鳥獣被害防止対策を行う。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

隣接市町村等との情報交換を行い、対象鳥獣の生息や行動の把握等の情報を共有する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した個体又は残滓は、関係法令を遵守し、焼却又は埋設等の処分を行う。なお、捕獲したエゾシカを有効活用する場合は、北海道が作成した「エゾシカ衛生処理マニュアル」に準拠した処理を行い、食肉の衛生や安全性に配慮した処理を実施する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

江別市鳥獣被害防止対策協議会において被害状況等の情報を共有し、被害防止のための合意形成を図り、関係機関が連携して鳥獣被害防止に努めることとする。法定猟具を使用して有害鳥獣を捕獲するにあたっては、関係法令の順守と安全確認を徹底することとし、事故の防止に努めるものとする。

江別市鳥獣被害連絡体制

